

下田市告示第53号

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年4月24日

下田市長 松木 正一郎

下田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙。以下「要領」という。）に基づき、食費等の物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、下田市（以下「市」という。）が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給対象者は、次に掲げる者（他自治体から既に同様の給付金等の支給を受けている者を除く。）とする。

- （1） 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- （2） 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「支給停止者」という。）又は法第6条の認定を受けた場合において法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者については、次の表の左欄に掲げる者に応じ、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

①当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育	法第9条第1項に規定する児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護す
---	--

者を除く。)	る児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項に規定するところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)
②当該者（①の括弧書に規定する養育者に限る。)	法第9条の2に規定する児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)
③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第10条又は第11条に規定する児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)

(3) 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者に応じ、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に掲げる者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。)

(4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者又は前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、要領に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者又は支給停止者であつ	左欄に掲げる者の法第4条に規
---------------------	----------------

て、令和5年3月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	定する要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日（令和5年3月28日）以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金の支給等）

第3条 支給対象者に支給する給付金の額は、5万円（支給対象者1人につき1回限り。ただし、監護等児童が2人以上である場合は、5万円に、2人目以降の監護等児童1人につきそれぞれ5万円を加算した額）とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の通知等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の通知を受けた場合において、給付金の受給を拒否するときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）によりその旨を届け出ることができる。

3 市長は、令和5年5月10日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。

（児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式）

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（以下「児童扶養手当口座」という。）に振り込む方式

(2) 児童扶養手当受給者が前条第3項に規定する期日までに低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「口座登録等の届出書」という。）を届け出て、市が当該届出により指定された金融機関の口座に振り込む方式

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項に規定する期日までに口座登録等の届出書により窓口での現金支給希望の旨を届け出て、市が当該窓口で現金を支給することができるものとする。

(1) 金融機関に口座を開設していないこと。

(2) 金融機関から著しく離れた場所に居住していること。

(3) 前項に規定する方式による支給が困難であること。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期

限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の申請受付開始日から令和6年2月29日までの間で市長が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の申請及び支給の方式)

第7条 給付金の支給を受けようとする公的年金給付等受給者及び家計急変者(以下「申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(公的年金給付等受給者用給付金)申請書(請求書)(様式第3号)又は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(家計急変者用給付金)申請書(請求書)(様式第4号)(以下「申請書」と総称する。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) 簡易な収入額の申立書(公的年金給付等受給者本人用)(様式第5号)又は簡易な収入見込額の申立書(家計急変者本人用)(様式第6号)及び次の場合の区分に応じ、それぞれに定める申立書

ア 公的年金給付等受給者であって扶養義務者等がいる場合 簡易な収入額の申立書(公的年金給付等受給者扶養義務者等用)(様式第7号)

イ 家計急変者であって扶養義務者等がいる場合 簡易な収入見込額の申立書(家計急変者扶養義務者等用)(様式第8号)

ウ 公的年金給付等受給者本人及び扶養義務者等に係る収入額について要件を満たさなかった場合 簡易な所得額の申立書(公的年金給付等受給者用)(様式第9号)

エ 家計急変者本人及び扶養義務者等に係る収入見込額について要件を満たさなかった場合 簡易な所得見込額の申立書(家計急変者用)(様式第10号)

(3) 給与明細書、年金振込通知書等の所得を証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

(1) 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

3 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を支給することができるものとする。

(1) 金融機関に口座を開設していないこと。

(2) 金融機関から著しく離れた場所に居住していること。

(3) 前項に規定する方式による支給が困難であること。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させることにより、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 申請者の代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、児童扶養手当口座（支給前までに口座の変更を届け出ている場合は、当該届出により指定された金融機関の口座）に給付金を振り込む手続を行ったにもかかわらず、令和6年3月31日までに当該口座への振込みが口座の解約、変更等によりできない場合は、児童扶養手当受給者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。